

令和7年12月定例教育委員会会議録

1 日 時

令和7年12月23日（火）午後2時00分から午後2時53分まで

2 場 所

唐津市役所 大手口別館6階 会議室

3 出席者

(1) 教育長

栗原宣康

(2) 教育委員

宮崎美和、篠原智文、石山貴子、佐伯玄一郎

(3) 事務局

教育部長 中山誠、教育副部長兼教育総務課長 牟田茂典、教育施設課長
森徳雄、学校教育課長 松竹寿郎、学校支援課長 島松県祐、学校給食課長
伊藤重継、生涯学習文化財課長 岩尾峯希、近代図書館長 岡田和幸、教育
総務課係長 山崎恵子、教育総務課主査 宮口由佳

4 議 題

(1) 議案

議案第44号 唐津市公民館運営審議会委員の解嘱及び委嘱について

【原案どおり可決】

※非公開（人事案件のため）

(2) 協議事項

唐津市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の
策定について

(3) 報告事項

① 教育長報告

② 各課報告事項

- ・12月市議会定例会の報告について
 - ・唐津市立小学校及び中学校の管理に関する規則の運用の変更について
 - ・学校給食停止の判断及び食品処分に関する基準について
 - ・共催及び後援について
 - ・教育委員会行事予定
- ③ その他

【定例会】

午後 2 時 00 分 開会を告げる。

栗原教育長は、本日の会議録署名委員として佐伯委員を指名した。

栗原教育長は、前回の定例会の会議録について会議に諮り、委員会はこれを承認した。

○教育長（栗原宣康君）

それでは、議事に入りますが、まず会議の非公開についてお諮りします。

議案第 44 号は人事案件のため、会議規則第 11 条第 1 項により非公開としてよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○教育長（栗原宣康君）

それでは、議案第 44 号については非公開といたします。

本日は協議事項から参ります。

唐津市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について、事務局お願いします。

○学校教育課長（松竹寿郎君）

学校教育課でございます。議案集第 1 の 1 ページをお開きください。

唐津市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定についてでございます。

概要ですが、令和 7 年 6 月に成立しました改正給特法（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法）に基づき、服務を監督する教育委員会は、文部科学大臣が定める指針に即して業務量管理・健康確保措置実施計画を定めることとされました。このことを受けまして、教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針を踏まえて実施計画を策定するものでございます。

資料の 2 ページをお開きください。

ここからが唐津市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の案でございます。

4 ページをお開きください。

本計画の趣旨・現状を簡単にご説明いたします。

計画の趣旨でございますが、本計画は、教育職員が健康な状態で働きやすさと働きがいを両立し、教育活動の質を維持・向上させることを目的としております。

続きまして、本市の現状でございますけれども、本市では、平成30年5月に学校現場の業務改善計画を策定しております。その後、令和5年11月の改定におきまして、令和5年から令和7年度までの3年間で唐津市立の学校の教職員の月間平均時間外在校等時間数を月45時間以下とするだけでなく、月間の時間外在校等時間が100時間以上となる教職員ゼロを目指してまいりました。こうした取り組みの結果、またはその考察等につきましては、下の表、また、文面にあるとおりでございます。

資料5ページを御覧ください。

教育職員は、業務量の多さと授業に係る教材作成、不登校児童・生徒の対応やいじめ防止対応、さらには児童・生徒の問題行動等に関する保護者対応などによりまして、時間外在校等時間が長くなる現状がございます。また、ここ数年は教職員の大量退職により欠員が生じている学校も多くございまして、教職員の負担感が大変増大しております。こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものでございます。

2番、目標に参ります。

本計画におきまして目指す目標は、大きく2項目ございます。

1つ目が時間外在校等時間に関する目標、数値目標を挙げております。

2つ目がワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標ということで、そこに示しているとおりでございます。

資料の6ページを御覧ください。

計画の期間ですが、来年度、令和8年度から令和11年度までの3年間としております。

4番、実施する業務量管理・健康確保措置の内容についてでございます。

本市のこの計画の中では、以下の3点を重点項目としております。

1つ目、「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し。これにつきましては、新しい言葉も入っておりますので、後ほど説明をさせていただきます。

2つ目に関しましては、7ページの中段辺り、学校における措置の推進。

そして、8ページにあります3番、教育職員の健康及び福祉の確保に関する取り組みというこの3点で取り組んでまいります。

この2番目と3番目に関しましては、今年度まで進めております学校現場の業務改善計画と内容はほぼ変わっておりません。今回新しく入った1番の「業務の3分類」を踏まえた業務の見直しについて、少し詳しく御説明をしていきたいと思います。

資料の6ページになります。

「業務の3分類」につきましては、国から下りてまいりました指針の中の言葉を引用しているものでございます。教職員の業務分担の見直しや適正化、必要な環境整備等の在校時間の長時間化を防ぐための取り組みということで3分類されております。これがイ、ロ、ハということで3点示しております。

学校以外が担うべき業務、これがイです。6ページの下から7行目辺りですが、ロ、教師以外が積極的に参画すべき業務、そして、7ページの上から6行目になりますが、ハ、教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務というこの3分類に分けて見直しを図ってまいります。

国からの指針では、この3分類に関しては全部で19項目の具体例が示されておりましたが、それを全てではなく、唐津市独自で精選いたしまして、そこに挙げているものについて行っていくということになります。

文頭に四角のマークをつけて示しておりますが、学校以外が担うべき業務といたしましては、登下校の通学路における日常的な見守り活動、それと放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童・生徒が補導されたときの対応、3番目が保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応になります。

ロ、教師以外が積極的に参画すべき業務につきましては、1つ目が調査・統計等への回答、2つ目が校内の清掃、3番目が部活動です。部活動に関しましては、現在地域展開を図っているところでございますので、これを教師だけではなく、教師以外が積極的に参画するように進めてまいるというところになります。

ハです。教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務、2点挙げております。

授業の準備、学習評価や成績処理、支援が必要な児童・生徒、家庭への対応。

以上が実施する内容となっております。

最後に、9ページを御覧ください。

関連する取り組み、今後のフォローアップについてでございますが、服務の監督の立場にあります教育委員会としましては、今も続けておりますけれども、現状を毎月把握しまして、校長会等にも情報共有をし、そして、定例の教育委員会、または総合教育会議等で報告するということになっております。

また、課題があるときは当該校に出向きまして、聞き取りを行った上で指導、支援を行ってまいります。

各学校におきましては、校長を中心とした管理職のリーダーシップの下、学校運営協議会等における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教育職員の働き方改革に向けた取り組みを実施しまして、併せて保護者や地域の協力を得ながら進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。御協議の程よろしくお願ひいたします。

○教育長（栗原宣康君）

それでは、唐津市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について質問や御意見はございませんか。

○教育委員（石山貴子君）

組織全体として学校における働き方改革をより一層推進し、というところで、佐伯委員さんが県のPTA会長をされていた頃ですけれども、子どもたちのための働き方改革ということでPTAの新聞にも載っており、学校にもお知らせがありました。佐賀県PTAをはじめ、唐津地区PTA連合会、唐津市教育委員会、唐津地区校長会が一体となり、教職員の働き方改革を進め、教職員の方の負担の軽減、教員、先生方が児童・生徒に向き合うことに専念できる環境を整える目的としてということで2つ挙げてあり、1つ目が適切な登校時間を守らせるため、朝7時半以前の登校を控えること、2つ目が時間外、夕方18時から翌朝7時半までは学校や教職員へ連絡をしないことという取り組み事項の通達がありました。その取り組みの状況はどうだったんでしょうか。

○学校教育課長（松竹寿郎君）

お答えいたします。

まず、朝の7時半に関しましては、各学校も意識してそのように取り組み、保護者等にも周知をして、7時半になったら学校を開けますという形をほとんどの学校が取っております。お子様の状況であったり、またはそのときの行事であったりということで、ケース・バイ・ケースのこともありますけれども、ほとんどそういうところで対応できていると捉えております。

また、夕方の18時からに関しましては、例えば、留守番電話を使ったりとか、そういうことで対応している学校も増えております。そういう取組みも増えておりますし、実際に具体的に18時に帰りましょうねというような声かけを積極的にされている学校も増えておりまして、以前と比べるとその点での働き方改革は十分に進んできていると実感しております。

○教育委員（石山貴子君）

今でも実行されているんですか。

○学校教育課長（松竹寿郎君）

はい、今でも。

○教育委員（石山貴子君）

ありがとうございます。

○教育長（栗原宣康君）

よろしいですか。

○教育委員（石山貴子君）

はい。

○教育長（栗原宣康君）

ほか、ないでしょうか。

○教育委員（篠原智文君）

私も学校現場におった中でずっと学校としての対応を担ってきたわけですが、やはりすることが多くて。ここにも書いてあるんですが、多分教頭のときだったと思うんですが、学校の法律問題に関する研修会という、弁護士さんが講師の講座に出たことがありまして、その中で弁護士さんから登下校時に何か起こったときの責任はどうなっていると思いますかという質問がなされました。私は登下校時に事故が起こったときの報告書を書く中で、学校管理下というところに丸をして出していたので当然学校だと思っていたんですが、弁護士さん

は、それは違いますと、登下校の基本的な責任は保護者ですと明確に言われました。後で調べたら、学校が全然関係ないわけではなくて、学校管理下というのはスポーツ振興センターの保険の適用のために管理下として出さないと保険の支給がないということで手続きはするが、何かあったときの責任は保護者なんだということ、そういうことが分かったんですが、何かあったら何でも学校でしなくてはいけないというのがあって。ここにもあるんですが、放課後、帰り道に子どもが万引きしたということで、商店から十中八九、学校に電話がかかってきます。職員が出向いて対応をして、あと親にも報告して反省させるわけですが、警察を呼ぶか呼ばないかの判断は店にあるんですけど、本来お店は学校ではなくて保護者に対して責任を取らせるという対応、そういうのが本当は基本なのかなと。何かあったら全て学校へ学校へという対応をしてきたので、教育的にそれはするのが当たり前と思ってしてきたんですけど、ここにも学校以外が担うべき業務として3つほど書いてあるのも、ああ、なるほどなど。実際夜中に警察から電話があって、補導した子どもを引き取りに来てくださいと。警察が親に連絡したいときは、学校に連絡してきたというのがこれまでずっと当たり前のようになされてきたところで、そこら辺を見直すべきだということを書かれていると思うので、そういうことを保護者にも、お店など社会的にもやっぱり上手に伝えていかないと、これは厳しいところがあるのかなと。そつちの責任ですよと言い放つと、冷たいとか、関係がぎくしゃくするので、そこら辺の伝え方も、学校だけが理解するのではなくて、社会全体がそういう捉え方を広げていかないとなかなか進んでいかないのではないかと感じております。ちょっと意見として言わせてもらいました。

○教育長（栗原宣康君）

ありがとうございます。今まで当たり前のように学校が担ってきた部分についても、正しく理解を広めようという動きは明らかにあるなというふうに思っております。

ほかにありませんか。

○教育委員（佐伯玄一郎君）

すみません、関連でよろしいですか。

○教育長（栗原宣康君）

はい。

○教育委員（佐伯玄一郎君）

今、篠原委員が言われたことと一緒になんんですけど、先ほど石山委員が言われた件から先にちょっと抱き合させて話しますと、どうしても先生方から、学校側から保護者にいろんなことを、今の補導の件についても話をすると、責任はまず学校にあるんじゃないとか、あと先ほどの登下校の話にしても、最初の小学1年生が登校するときに学校が集団登校をしているからと言われた保護者がおられたから、いや、実は違うんですよということで、当時の校長会の先生と教育長とPTA連合会会長の連名として保護者側のサイドから保護者向けに学校側がする仕事と保護者のする仕事はこうなんですよということで発信をさせていただいたという過去があります。

今、話を聞くと、保護者が第一義的な責任を負うということを保護者にしっかりと教えなきやいけないという部分がございまして、入学式のときに早速発信して、例えば、集団登校は保護者同士のことで、学校側ではないんですよと、1年生の保護者が上級生の保護者に対して一緒に登校をしてもらうようお願いしてくださいということを私は入学式で話したりもしております。そういう時間外で起きたことについては保護者が責任を持ってやるんだよということも当時ずっと話しておりましたが、保護者から発信させていただいたほうが保護者の方も分かりやすいところがありますので、いろんな社会教育団体もありますので、そこにちょっと投げかけてから、こういった情報を持ってできればもっといいかなというところがございます。

本当に先生方というのは普通の仕事とは違って、教育長が今年度言われたように、新しい先生方が来られるときにどんな先生だろうと思われるということですね。どんな学校なんだろうというのではなくて、子どもたちはどんな先生が来るんだろうと、新任の先生に対しても思っているということで、それだけスタートから非常に大変な仕事だなというところがございますので、6ページの（1）の「業務の3分類」のところをいろんなところで情報発信を積極的にしていただき、先生方の負担を少しでも軽減していただき、先生方がもっとこの国の未来を担う子どもたちのために一生懸命さらに活躍していただき

くことを願っておりますので、ぜひいろんな団体を活用していただいて、発信をしていただけたらなと思います。

以上です。

○教育長（栗原宣康君）

P T Aからの通知が発信されたり、画期的だと思いました。学校側や教育委員会側からなかなか保護者に発信できないところを、学校によっては、この話は私がすることになっていますからと P T A会長さんが総会の中でお話をされて、朝は 7 時半前には登校させないでくださいという話をしていただいたんですね。とてもありがたいことだったんですけども、保護者さんの中には、自分の勤務の都合から 7 時に子どもを出さんわけにはいかんからというところもいまだにあるかなと思います。数年たってきて、それが少し緩やかになって、元戻りをしているような学校もないではないんですが、新たに今回のことも含めて学校のほうでその見直しをかけて、P T Aと連動して保護者さんにまた再発信をされている学校もございますし、やっぱり県 P T Aの発信はすごく大きな功績をいただいたなというふうに思って、ぜひ守っていきたいと思っています。

ほかにありませんか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○教育長（栗原宣康君）

それでは、報告事項に入ります。

まずは教育長報告です。別紙を御覧ください。A 4 の 1 枚物です。

1 2 月 2 日に相知のアザメの瀬新米寄附贈呈式というのがありました。

N P O 法人アザメの会という組織が相知小学校の 5 年生に米作りを体験させていただいておりますが、その場所がアザメの瀬ですけれども、アザメの会の皆さんのが武雄河川事務所などの御協力をいただいて、このアザメの瀬を管理していただき、いろんなところで活用されておりますが、子どもたちにその場を経験させていただいております。新米 9 0 キロを唐津市に寄贈いただいて、それはこども食堂で御活用いただくということで、この数年続いております。N P O 法人アザメの会、山口理事さんと相知小学校の 5 年生が市長へ寄贈式を行って、市長から感謝状が贈呈されたというのが 2 日の日にありました。

19日です。新聞で報道もされましたけど、新市誕生20周年記念ふるさと自慢学校給食の児童との喫食会がありました。大志小学校の6年生との喫食会で、佐賀牛すき焼きの給食でした。寄贈されたのは、JAからつの肥育牛部会から佐賀牛100キロ、100万円相当です。この日の給食で使った佐賀牛は全体で560キロだったんですけども、このうち100キロを寄贈いただきました。100万円分ですね。それから、果樹部会からミカンを32万円分寄贈いただいて、それがその日のメニューとして唐津市内の全小・中学校で喫食をされたところです。

その日は、大志小学校ではJAからつの組合長さん、肥育牛部会長さん、果樹部会の部会長さんがおいでいただいて、市からは副市長、議長、私が参加をして、6年生の1組、2組に分かれて子どもたちと一緒に食べました。大変おいしいすき焼きをいただきました。

以上、御報告いたします。

それでは次に、各課の報告事項に参ります。

まずは、12月の市議会定例会の報告について、事務局お願いします。

○教育部長（中山 誠君）

それでは、報告事項①、別紙を御参照願います。

12月市議会定例会におきましては、議案質疑が2名の議員、2項目、一般質問が8名の議員、8項目の御質疑、御質問をいただいております。

早速、1ページをお願いいたします。

まず、甲斐田議員の1項目めです。スクールバス運行業務委託料ということで、スクールバスのほうは昨今の運転手不足で、年度当初の契約事務では運転手の確保は難しいので、昨年度から債務負担行為ということで、前年度から契約準備をするということをさせていただいております。それについて幾つか御確認をいただいております。

次の次になります。3ページ目です。

同じく甲斐田議員で東部学校給食センター給食運搬業務、こちらのほうも給食運搬車を調達するのに所要の時間がかかるということで、今まで長期継続契約で5か年契約をしていたんですけども、それをさらに5か年の予算を担保した上で、早めに12月市議会において議決をいただいて、契約準備を長く取

るという形をさせていただいております。来年9月からの業務でございます。こちらについて幾つか御確認をいただいた上で、前からおっしゃっていた給食時間がしっかりと確保できるのかということを御質疑いただいております。

次の5ページ目、古田リバー議員です。

今年10月に北波多中学校で用務員が草刈り作業中に石をはねまして、駐車場に止めてあった、これも職員の車だったんですけども、車の窓ガラスを破損していたと。その分の損害賠償の専決処分についての報告です。これについては、なぜ起きたのかということと、学校に対してどういった指導を行ったのかということを御確認いただきました。

次のページ、こちらから一般質問になります。中山亘議員です。

合併20周年を経て、先ほども新市誕生20周年記念給食という御報告がございましたが、20年を経て、一体感の醸成についてどうやっているかということで全市的にお尋ねになられました。教育委員会からは二十歳の祝典と公民館のサービスの全市一本化について2項目聞かれました。

二十歳の祝典については、合併20周年を契機に一本化できないか、1会場でできないかという御質問でした。これについては、現在、高校生等にアンケートを取っておりますので、慎重に検討したいということを答弁しております。

公民館のサービスの一元化については、本庁管内、旧唐津管内と旧町村、市民センター管内の夜間の運用とか、そこら辺で違いがあるということは認識しておりますが、現在公民館のあり方というものの検討に着手しておりますので、その中で検討し続けてまいりたいというふうに答弁いたしております。

次のページ、9ページになります。筒井紀充議員です。

小・中学校の体育館のエアコン設置についてということで、こちらのほうは今年実績設計をしておりますが、来年度工事をします鏡中学校屋内運動場長寿命化改良の中で空調設備設置を予定しておりますので、その内容について幾つか確認をされました。それについて答えております。

今後の計画としては、鏡中学校に令和8年度、来年度につけますので、その内容というか、その効果等を見て、順次計画を策定していきたいという形で答弁いたしております。

次のページ、12ページです。久保美樹議員です。

こちらも体育館のエアコンの設置について聞かれています。久保議員のほうは、現在行っています特別教室の空調整備の進捗状況、それと、屋内運動場の空調については国庫補助がございますので、この御紹介と、最後に進め方ということで、これも同じように今後計画を策定して進めていきたいところで、直近で言えば、来年度、年明け早々に県との意見交換等もありますので、そういったところで情報収集をしたいということで答えております。

次のページ、14ページになります。井手清和議員です。

こちらは、国民負担率（5公5民）の明確化と積極財政に対応する唐津市の戦略についてということで、要は所得の約半分ぐらいが何らかの形で社会保障とか税金とかで国のほうに納めていると。そういった自覚を持って、そういったこともしっかり示した上で積極財政に努めていくべきではないかということで、全体に対して御質問いただきました。

教育委員会に対しては、小・中学校における税金とか公的負担に関する教育についてどのようなことをやっているかということで、教育長が答弁されています。

次のページの15ページ、地域コミュニティについてということで、宮原辰海議員です。

こちらは全体的なことで聞かれているんですけども、教育委員会に対しては、先ほど申し上げたこれから公民館のあり方についてということで、宮原議員は主に利用の拡大、要は営利とかで使えないかという観点からの御質問でした。今までの社会教育施設としての制度上の厳格な利用制限を、国のほうも柔軟化をする動きがありますので、本市としても先ほど申し上げた公民館のあり方検討の中で考えていきたいということを答弁いたしております。

次のページ、16ページです。松本増浩議員です。

虹の松原の保護と利用の両立についてということで、教育委員会に対しては、虹の松原の位置づけと国の支援制度等との関係についてということで、虹の松原の成り立ちから教育委員会がどういったことを担っているのかということで答弁をいたしております。

次のページ、田中路子議員です。

唐津市立の中学生制服に関して、中学校制服の購入が保護者にとって結構な費用負担になっているため、それについて補助ができないかということで御質問でございました。

こちらのほうについては、もう既に経済的理由によって就学が困難な児童・生徒の保護者に対しては、準要保護であったり、生活保護であったりと、そういった部分で新入生の2割ぐらいに中学校においては支援を行っています。今後、本市としては、本来行政が行うべき学校施設の整備等々について注力していきたいということで、こちらは市長が答弁されております。

最後、黒木初議員です。小・中学校施設においての施設予約のあり方についてです。

こちらのほうは、来年度からシステム、オンライン上で学校の体育館について利用の予約等ができるようになるんですが、今年はまだ過渡期ということで、今までの紙申請と電子申請の併用というか、混在している状況にあります。そこで、ある地区で学校と行き違いといいますか、本来この日にということで考えられた地域のイベントと、学校の行事がダブルブッキングしていたということで地域の行事をやめられたということがありまして、それについて、どういう状況だったのかということで質問をなさいました。それは当方の教育委員会のミスということで陳謝した上で、来年度以降は電子申請に完全移行しますのでということで答弁をいたしております。

以上でございます。

○教育長（栗原宣康君）

ありがとうございました。

それでは、唐津市立小学校及び中学校の管理に関する規則の運用の変更について、事務局お願いします。

○学校教育課長（松竹寿郎君）

学校教育課でございます。議案集第1、10ページを御覧いただきたいと思います。

唐津市立小学校及び中学校の管理に関する規則の運用の変更についてでございます。

内容でございますが、8月25日から31日、土日を除く期間におきまして、

唐津市一斉登校日の廃止でございます。

理由としましては2点ございます。

まず1点目ですが、ここ数年、夏季の気温上昇が続いておりまして、8月下旬に猛暑日となることも少なくございません。子どもたちが登校し、午前中授業を行いまして、その後、気温が高くなっている時間帯に下校ということになります。その下校時の熱中症のリスクが非常に高くなっているというところが理由の1点目です。

2点目につきましては、標準の授業時間数についてでございます。

これにつきましては、現在、十分に確保できているというところを確認しております。もし仮に災害、または今もインフルエンザ等が流行っておりますが、そういういった流行性の感染症等によって臨時休業した場合につきましては、長期休業中に授業日を設定するなど、各学校独自で標準授業時数を確保できるということになっております。

経緯でございますが、令和2年12月定例教育委員会におきまして、唐津市立小学校及び中学校の管理に関する規則の運用について協議、承認をされております。その会におきまして、それまでは土曜日授業を年間3日ということでしておりましたけれども、市内統一して、8月25日から31日、土日を除く日を授業日とし、当面の間、午前中授業をすると取り決めをして、令和3年度から、令和3年度はコロナにより2学期スタートまで臨時休校ということがありましたので、実際は令和4年度からスタートしておりますが、こういうことで運用してまいりました。

資料の11ページに管理規則を載せておりますが、四角囲みの中の第31条の（2）夏季休業日につきましては7月21日から8月31日までの日ということで、平成17年からずっとここについては変えておりませんので、唐津市としては9月1日に始業式をしておりました。

資料の12ページを御覧ください。

県内の他の市町、19市町に確認をしてみましたところ、来年度から本市と同じように動いていくというのが2番の鳥栖市、それと11番の基山町。この2つの市町につきましては、唐津市と同じように現在は8月授業を行っているけれども、8月末まではまた夏休みにするというふうに変更するということを

確認しました。あと、1番の佐賀市と12番の上峰町に関しましては、現在検討中ということで同じように動いてあります。ですので、8月下旬を登校日としている市町はたくさんございますが、今後、もしかしたらこうやって夏季休業が8月末までというような動きに変わっていく可能性もあるかなというふうに思っております。

ちなみにその真逆、来年度から短くするといったのが15番、16番、有田町と大町町のほうでございます。ここにつきましては、学校数も少なく、学校の意見で教育委員会が決めましたというふうな回答をいただいております。

以上でございます。

○教育長（栗原宣康君）

ありがとうございました。

ここに書いてありますけれども、12ページの夏季休業期間、すなわち夏休みの期間が7月21日からは全て同じなんですけれども、終わりが8月24日となっています、例えば、伊万里市とか武雄市とか、こういったところは、先ほどの小・中学校の管理に関する規則を変えて、2学期はここからですと、夏休みはここまでですというふうに変更しておったわけですね。唐津市は2学期は9月1日からということは変えずに、その運用として8月25日から31日を登校するとしておりましたので、今回は規則の変更ではなく運用の変更ということで、以前と同じように8月31日までは夏休みを続けようということで、各学校とも相談して来年度からスタートしようとするものです。

これについて何かありますか。よろしいですか。

○教育委員（篠原智文君）

管理規則を変えたところは、8月末は2学期として、半日ではなくて1日でされているんですか。

○教育長（栗原宣康君）

恐らく1日でされていたのかなと思いますけれども、全部確認していませんのでそこは確実ではないです。

管理規則を変えていないところは始業式をやらずに9月1日に始業式をやるんですが、管理規則を変えて、8月25日から始業式をやっているわけですよね。その数日間の中身は確認していません。

○教育委員（篠原智文君）

分かりました。

○教育長（栗原宣康君）

よろしいですか。それでは、先へ参ります。

学校給食停止の判断及び食品処分に関する基準について、事務局お願ひします。

○学校給食課長（伊藤重継君）

学校給食課です。議案集第1の13ページをお願いいたします。

報告事項の学校給食停止の判断及び食品処分に関する基準について御説明いたします。

まず、この基準を策定することになった経緯について簡単に御説明させていただきます。

新聞などでも報道がありましたとおり、今年9月11日の早朝、東部学校給食センター内の米保管庫の床に虫とかを捕獲する粘着シートを仕掛けていたんですけども、その上でネズミが1匹、捕獲というか、死んでいるのが見つかりました。その関係で、9月11日と12日の2日間、東部学校給食センター管内の小・中学校19校の学校給食を急遽停止する事案が発生いたしました。その後、給食停止に関して、課内やほかのところで検証を行う中で、停止を判断するある程度の基準があったほうが万が一のときに対応できるという意見や、本市の場合、東部と西部の2つの大きな給食センターがございますので、対応がばらばらだと現場も混乱するため、策定することとしたいたした次第でございます。

それでは、基準について御説明させていただきます。

まず策定の目的ですけれども、この基準は学校給食を安全かつ安定的に提供する上で想定される各種場面におけるリスクを洗い出すとともに、給食提供の中止の判断に至る場面を想定し、停止の判断基準や食品の取扱いに関して定めるため、策定するものです。

なお、年に一度、内容確認のため、課内給食センターで協議をして、随時更新を行っていきたいと考えております。

内容につきましては、停止の判断に至る場面を4場面想定しております。

まず、13ページに場面1として、大雪や大雨など自然災害のケースです。

次に、14ページから16ページにかけまして、場面2として衛生面、ネズミ捕獲とか、給食に金属製品などの異物混入のケースです。

同じく16ページに場面3として機械のトラブル、それと同じく16ページに場面4として、感染症などで調理員の人数が不足する場合などを想定して判断基準を策定しております。

17ページ、18ページに、先ほど申しました4場面のケースを一目で分かるように表形式で記載をしております。そちらのほうで簡単に説明させていただきます。

まず、17ページの場面1の自然災害のケースにつきましては、食材の下処理を開始する午前8時を基準として、それよりも前に給食停止の判断を行えば、生鮮食品以外の食材については翌日以降の繰下げ使用の可能性が高まります。それと、調理中の午前10時には大体調理完了しておりますので、その時点で給食停止になった場合は、その調理後の給食は廃棄するようになります。

次に、場面2-1の衛生面のネズミ捕獲のケースになりますけれども、調理の工程と給食センター内の区域をそれぞれ3つずつに分けた9パターンのうち、調理室とか和え物加熱室などの調理を行う非汚染作業区域といいますけれども、そこで調理中にネズミを捕獲した場合のみ、給食を停止する基準としております。表の中でバツになっているところです。

場面2-2の衛生面の金属製品、電池や磁石などの異物混入のケースになりますが、人命に関わる可能性が高いため、基本的には給食停止になるんですけども、例えば、調理器具の一部が欠けていて、その部分と一致するものが見つかるなど安全確認ができた場合は給食を提供して、あとは混入経路が特定できる場合には、混入可能性のある献立のみを中止するような基準としております。

18ページの場面3の機械トラブルのケースですけれども、ボイラが使用できない場合、給食センターの主要な動力になる蒸気が供給できない場合は、蒸気回転釜とか、スチームコンベクションオーブン、連続炊飯器、フライヤーといった主要な機器が使えなくなりますので、給食は停止するようになります。

また、ボイラ以外の機器の故障の場合は、調理前であれば献立変更などの対

応を行いまして、調理中に使えなくなった場合は調理が完了している学校まで給食の提供を行うなど、学校単位で判断する基準としております。

最後の場面4、感染症などによる調理員の人員不足のケースになりますが、その日の献立によって最小限必要な調理員の人数というのは変わってきますので、明確な人数を線引きするのは非常に難しいんですけども、現場の調理員とか栄養教諭からの意見を聞きましたところ、25名というのが一つのラインというか、それを下回ると献立変更とか調理方法の工夫などが必要になるという意見でした。調理の負担や少人数で無理することで労災事故とか異物混入、また別の意味で危険のおそれがありますので、決して無理な人員では調理せず、給食の提供を中止する基準としております。

表の下には、先ほど申しました用語の説明として、調理の工程と給食センターの区域区分について記載しております。

また、この基準を作成しまして、唐津保健事務所のほうに相談を行っております。意見を伺いましたところ、特に指摘する箇所は見当たらないとの回答がありました。

この基準につきましては、来年1月、3学期から運用する予定としております。

なお、今回初めてこのような基準を作成しておりますので、記載内容が不足しているところもあるかもしれませんけども、適宜見直しを行いまして、万が一のときに迅速かつスムーズに判断して対応できるようにしていきたいと考えております。

簡単ではありますが、説明は以上でございます。

○教育長（栗原宣康君）

ありがとうございました。

それでは、先へ参ります。

共催及び後援について、教育総務課お願いします。

○教育副部長兼教育総務課長（牟田茂典君）

教育総務課です。議案集第1の19ページをお願いいたします。

共催及び後援につきましては、共催4件、後援5件の合計9件でございます。

行事名及び主催者名は一覧表を御確認いただきたいと思います。

以上でございます。

○教育長（栗原宣康君）

それでは、次へ参ります。

教育委員会の行事予定についてお願ひします。

○教育副部長兼教育総務課長（牟田茂典君）

教育総務課です。議案集第1の20ページをお願いいたします。

令和7年12月24日水曜日から令和8年1月20日火曜日までの主な行事予定でございます。

明日12月24日水曜日は、小・中学校の2学期終業式でございます。

12月25日木曜日、教職員研究論文等表彰式並びに発表会は、教育長と篠原委員、宮崎委員、石山委員が出席予定でございます。

年が明けますと、市内8会場で二十歳の祝典を開催いたします。

1月5日月曜日が鎮西・呼子会場と肥前会場、1月10日土曜日が七山、浜玉、巣木、相知、北波多の5会場、1月11日日曜日が唐津会場で開催いたします。

1月8日木曜日は、小・中学校の3学期始業式でございます。

1月15日木曜日、教育委員会佐賀県連絡協議会のほか2件の会議が県庁で開催され、教育長の出席です。

その他の行事につきましては、一覧表に記載しておりますので、御確認いただきたいと思います。

以上でございます。

○教育長（栗原宣康君）

まずは、あさっての教職員論文表彰式、発表会ですが、例年相知ですけど、今回はりふれですので、どうぞお間違えなきようお願ひいたします。

また、二十歳の祝典については、5日から随時各場所へ、それぞれの委員さんが手分けしていただいて大変ありがとうございます。よろしくお願ひします。もし直前に何かありましたら御連絡をいただければと思います。

その他、報告事項はありませんか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○教育長（栗原宣康君）

それでは、次回の定例教育委員会は1月22日木曜日14時から、場所は大手口別館6階、こちらの会議室で予定をさせていただいております。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○教育長（栗原宣康君）

それでは、これで公開の審議は終了いたしました。

【非公開審議】

・議案第44号 唐津市公民館運営審議会委員の解嘱及び委嘱について

生涯学習文化財課長が説明した。

議案第44号は原案通り可決された。

○教育長（栗原宣康君）

本日の議事は全て終了いたしました。

これをもちまして12月の定例教育委員会を閉会いたします。ありがとうございました。